

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 濱田 洋

1 日 時

平成29年6月22日（木） 午前10時00分から
午前11時58分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

濱田洋、戸高賢史、志村学、御手洗吉生、近藤和義、羽野武男、平岩純子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作、土居昌弘、二ノ宮健治、守永信幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 尾野賢治 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第63号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。請願28については、不採択とすべきものと賛成少数をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (3) 新規就業者の状況及び農業分野の企業参入について、「大分かぼす」の地理的表示（GI）登録についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 特別委員会の設置について、委員から意見を聴取した。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ
政策調査課政策法務班 主任 中川悠

農林水産委員会次第

日時：平成29年6月22日（木）10：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係

10：00～11：50

(1) 付託案件の審査

第 63号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第1号）
（本委員会関係部分）

請 願 28 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について

(2) 県内所管事務調査のまとめ

- ①豊後大野市朝地町の地すべりへの対応について
- ②試験研究成果の現地での活用状況について

(3) 諸般の報告

- ①新規就業者の状況及び農業分野の企業参入について
- ②「大分かぼす」の地理的表示（GI）登録について
- ③全国乾しいたけ振興大会の大分開催について
- ④有害鳥獣対策の取組について
- ⑤水産試験研究体制及び種苗生産体制の見直しについて
- ⑥周防灘フェリー株式会社の経営改善に向けた減資への対応について
- ⑦平成28年度へ繰越した27年度予算の再度繰越（事故繰越し）について

(4) その他

3 協議事項

11：50～12：00

- (1) 特別委員会設置に係る意見について
- (2) 閉会中の継続調査について
- (3) 県外所管事務調査について
- (4) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

濱田委員長 おはようございます。ただ今から農林水産委員会を開会します。

本日は、委員外議員として麻生議員、土居議員、二ノ宮議員、守永議員、4名の方が出席されております。

委員外議員の皆さんにお願いします。

発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めていきますので、委員外議員の皆さんには、あらかじめ御了承をいただきたいと思っております。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案1件及び請願1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第63号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

尾野農林水産部長 平成29年度大分県一般会計補正予算案（第1号）のうち農林水産部関係について、御説明いたします。

お手元の資料1ページを御覧ください。

（1）予算の太枠で囲ってある29年度6月補正予算案の計（イ）にありますように、今回当部では1事業8億9,357万1千円を計上しております。

補正内容につきましては、資料下段の（2）事業の概要を御覧ください。県産豚「米の恵み」競争力強化対策事業8億9,357万1千円でございます。

昨年、県産豚の統一ブランドとして立ち上げた「米の恵み」は、米を配合した飼料を与えることで、旨み成分のオレイン酸の割合を高め、現在100グラム当たり15円ほど一般の豚肉に比べて高く販売されております。

加えまして、近年豚肉そのものの単価が上

昇傾向にあることから県内養豚農家の増頭意欲は高く、昨年度も中津市、九重町、豊後高田市の3か所で国の畜産クラスター事業を活用した施設整備予算を計上したところです。今回は、竹田市における豚舎等の整備について予算計上したもので、豚舎6棟を始め、排水処理施設や臭気対策設備の設置を支援する本事業によりまして、「米の恵み」の年間出荷頭数は約2万頭増加し、豚の産出額も9.3億円ほど拡大する見込みとなっております。

右ページ、大分県における畜産クラスター事業の取組状況を御覧ください。上段囲み一番上にありますとおり、これまでに本補正を含む27の整備計画が採択されており、これによる産出額の増加は、単年で約34億円に達する見込みです。

また、夏にも大筋合意との報道がなされているEUとのEPA交渉においては、豚肉の関税が焦点の一つとなっております。養豚業の競争力強化、体質強化を図っていかねばならないという、ちょうどそういう時期にも当たっております。こういったクラスター事業を活用しながら本県農業、畜産業の構造改革を図っていきたくて考えております。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

志村委員 今説明を伺ったんですけども、現実的に誰がどういう事業をやって、総事業費はどのくらいで、そして、その県費を、あるいは国費をどのくらい補助するとか、もう少し実態を詳細にしてもらわないと。県の予算8億9,357万1千円だけでできますよということではないと思うので、全体像をしっかりと説明願います。

近藤畜産振興課長 まず、事業主体でございます。この事業は畜産クラスター事業となりまして、取り組むのは、おおいた豊後ポークブランド確立クラスター協議会という組織に

なります。事務局は畜産公社になります。

この公社で地域の収益性の向上などに取り組むわけでございますけれども、今回の具体的な事業につきましては、竹田市の有限会社大地農場が中心的経営体として施設整備を行うということでございます。

事業費につきましては、総額で19億3,012万2千円でございます。このうち、国からの補助金が8億9,357万1千円ということになります。残りの10億3,655万1千円につきましては、事業主体の中心的経営体である大地農場が負担をするという事業の概要で、母豚頭数1,800頭規模の施設整備を予定しております。

志村委員 事業内容はこれでよく分かりました。つまり大変な投資をして、この畜産の業界に対してしっかり取り組もうという、そういう事業をやるということが一番大きな狙いではないかなと思うんですね。そこをしっかりと訴えないと、こちらはこうだということだけではいけないと思います。

それから、8億9,357万1千円が全部国費だということですね、県費は全くないわけですね。

近藤畜産振興課長 はい。おっしゃるとおりで、県費はございません。

志村委員 いずれにしても大変立派な環境の下に施設整備もして、しっかりと地域に根差した企業になるというふうに承っておりますので、私もこれは期待をしていかなきゃいけないと思っております。是非近隣のいろんな同意を得ながら、しっかりと取り組むように、お互いに地元と一緒に努力をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

平岩委員 「米の恵み」に懸ける県の熱意というか、強さというのを農林水産委員会に入って学んだわけですが、私たちも一度会派で簡単な議案説明を受けて、そして課長以下から詳しく説明を受けて、更に会派でも説明を受けたんですね。

私、手続のことがよく分かってないのかも

しれませんけれど、だんだん話を聞いていくうちに、後から地域の方たちの懸念がとても強いということや、水利組合の方たちの不安も議長のところには要望が出ているということをお聞きして、県はこれだけのお金を使って、いいものを作っていこうということで支援をしているんですけども、こういうのができるときに、どうしても出てくるのが臭いの問題と水の問題で、その問題の解決を同時並行でやっていくのか、でも、きちっと予算が立たなければ、それも確実にできないという、とても難しいところにあるとつくづく感じているんですね。これから地域の方たちにしっかりと、特に近隣の方たちとお話をされていくでしょうし、特に脱臭と水については、かなりの費用をかけて最新の機械を入れていくということはお伺いしているんですけども、それでも地域の人って、なかなか懸念を払拭できない状況にあると思うんです。土地の取得に関しては竹田市が主体になって行っていると思いますが、その辺を私はどう捉えればいいのかずっとこの間悩んできたんです。だから、そこの捉え方が、これからお互い歩み寄って、いい状況を作っていくって、地域の方たちも雇用するという方向が出てくるのかもしれないけれども、最初の取っかかりがうまくいかないといろんなことがきつくなると思いますので、そこら辺の実情というか、現状をお伝えください。

近藤畜産振興課長 まず、この事業を予算計上させていただく考え方の基本といたしましては、この取組が地域、そして県内の畜産の収益性向上に資するものかどうかという点が一つ重要だと思っております。

加えて、こういった大きな事業を行う事業主体の方の収支計画でありますとか、事業の執行能力について、これが確かなものなのかという確認。そして、こういった取組をするに当たって環境法令に違反などはないのかというところを確認の上で、予算計上をお願いさせていただいているところでございます。

一方で、御指摘のあります住民の方々から

の環境などに対する対応であります。これにつきましても、やはり、まず事業者がしっかりと対策の内容でありますとか、あるいは仮に何らかの影響が出た場合に、どういう対応をしていくのかというようなことを、しっかりと懸念をされている住民の方々に説明をしていくということが重要であると考えております。

県といたしましても、こういった取組、事業主体の方々、そして地元竹田市とも連携をしっかりと取りまして、そういう技術的な面でありますとか、話合いの場とか、そういったところに関して対応を進めていきたいと考えております。

最終的には、事業による貢献というものを地元でしっかりと還元できるような、そういう成果につなげていきたいとも考えております。

近藤委員 排水処理施設に大変なお金を掛けると聞いています。一般家庭の合併処理水と変わらないようなきれいな水を出すということで、それはもう別に問題ないと思うんですけれども、これだけ金を掛けるのであれば、玖珠町でもいろんな反対が上がっていますけれども、そういうのを抑えるためにも、バイオマス発電もやった方がいいのかなど。豚糞が一番効率がいいと聞いていますので、その辺の検討は何かされたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

濱田委員長 今言われたのは九重町です。

近藤畜産振興課長 バイオマス発電の活用ということであります。県内では、日田市で豚糞を利用したバイオマスの発電が既に行われています。

それから、これは今回の竹田市でも、話合いをする中では、将来的には計画をしていきたいというお話も伺っているところです。

羽野委員 やはり心配されるのが公害が出ないようにどう防いでいくかと。量が量であるだけに、1日10トンの水を処理していこうということなので、完成した後のメンテとかかなり重要になってくると思います。

故障したときに、どうやって対応するか。どんどんたまっていくわけですからね、1日1日。そこら辺の問題もきちっと対応して、こうしますとかいう対応を、もう既に作っていないといけないと思うんですよ。そういったことがないと、場所が場所だけに、ジオパーク、エコパークでしょ。それと整合性が合わないような状況が発生させるということは絶対できないと思います。そこら辺の対応はどのように考えているのか、少しお聞かせください。

近藤畜産振興課長 水質だとか環境対策に対する確認ということになるかと思います。

まず水質で、今回、いわゆる瀬戸内法（瀬戸内海環境保全特別措置法）上の許可も既に出ているわけでありましてけれども、これは稼働後も法的に水質確認をするということになっております。

具体的には、汚濁負荷量と言います。法的な言葉ですけども、30日に1回以上とか、あるいは汚染状況については1年に1回以上とか、そういう自主検査を行うこととなっております。

また、県においても、年に2回、行政検査を行うということが、これは環境保全課の対応になりますけれども、まず、そういう法的な面での対応を行うということで、環境に対する確認をきちんと定期的に行うこととなっております。

あとメンテについては、当然、常に生き物を利用した生物学的な脱臭なりを行っていくということで、これはもう毎日、その事業体が施設の確認を行っていくこととなります。

自動でそういう調整などを行うシステムにもなっておりますので、機械の面、それから人の面で事業体で対応し、そして行政の面でも確認をする、そういう対応を行うこととなっております。

御手洗委員 今、地元の方々のこの事業に対するいろいろな思いが出ております。そういう中で、要するに地元の皆さんが理解した上で出発というように理解していいんでしょう

か。

近藤畜産振興課長 おっしゃるように、地元の方からのそういう懸念のお話というのは承っております。

それを行う上で、この事業の進め方につきましても、最初にお話ししましたような三つの考え方を基に進めております。

ただ、どうしても、やはり地元の住民の方々に対する理解というのは、非常に重要であると思っております。現在、地域の、そういうこれまでなかなか話合いのテーブルに着きづらい方からも、やはり対応について話を聞いていこうかというお話も出ていて聞いておりまして、我々としましては、地元のそういう自治会の方々、それから市、事業体と一緒に、そういう懸念される材料、事項に対して、どういう対応をしていけるのかということ、しっかりと説明して理解を求めていきたいと考えています。

御手洗委員 分かりました。再度お伺いします。私が事業について説明を受けたときは、地元は了解していただいているというような御答弁も伺いました。時間がたつにつれて、今のお話のようにいろいろな、そのテーブルに着いていない方々がいるということなんでしょうけれども。

再確認ですが、そういう全ての方々から、地元の方々から理解をしていただいた上でということで理解していいんですね。

近藤畜産振興課長 そういった理解をしていただく努力をしっかりとしていくということで、進めさせていただくというように考えているところでございます。

濱田委員長 委員外議員の方、何かありませんか。

土居委員外議員 このクラスター事業、手を挙げて採択されるまでの流れですね。どこで市が関わったり、県が関わったり、公社が関わったりするのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

近藤畜産振興課長 今回のクラスター事業の流れでありますけれども、まず、先ほども申

しました事業の主体であります協議会で具体的な計画を策定いたします。それに今回の事業主体の方が参加をされております。協議会の中に竹田市も構成員として入っております、そこで今回の取組について協議を行い計画書を策定いたします。

その計画書を県に提出していただきまして、県でその内容について確認し、国に提出するというので、計画を国が審査し、今は計画のところまでは国も確認をしていただいているというところで、今後は具体的な予算化の話に移っていくという状況です。

土居委員外議員 分かりました。ありがとうございます。

それから、二つの要望書が議長宛てに来ております。大野川漁協は水質汚染を大変心配していらっしゃいます。これは瀬戸内法の許可が出て、出るまでには告示して、縦覧して、申立てがないということで、今回このようになっていっていると思います。

今後、先ほど課長もおっしゃったとおり、厳格な運用をされているのかどうかということも日々チェックしながら、漁協の皆さんの不安を取り除いていただければと思っております。

それから、もう一つ、住民の側からも要望書を頂いております。地域には何も無い、つまり、今回の事業で地域は失うものばかりだという趣旨の要望書でございますが、そうではなくて、しっかりと環境を守りながら、そして地域の光となるこの取組を、やはり皆様に理解をしていただいて、そして地域と一緒に、地域と共に栄えるような事業にさせていただきたいなと思っております。

本当にこれはすばらしい事業だと思いますし、大きな事業でございますし、地域を取り込んだモデル的なケースにもなると思っておりますので、是非その辺も踏まえて努力をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

守永委員外議員 簡単に尋ねたいと思います。会派で説明を受けたときに、豚舎の建設予

定地の二、三百メートルも離れていないところに、同じ経営主体が持つ鶏舎、鶏を飼っているところがあるんです。会派で一応聞くのは聞いたんですが、やはり委員会の中での議論、情報提供をしておいたほうがいいんじゃないかと思うんです。鳥インフルエンザが発生した場合に、豚を経由して人間に伝染するような変化があるということで、かなり心配した面もあるんです。鶏舎と豚舎の建設予定地が近いところにあるということで、その対策なり、懸念がないのかということをやっと教えていただきたいと思います。

近藤畜産振興課長 衛生対策についてでございます。

おっしゃるように、既に鶏舎を同じ系列の会社で経営されています。その近隣の場所に今回、新たな建設を行うということで、特に鳥インフルエンザの原因となりますウイルスは、そういった鳥、それから豚、そして人といった中で感染も行われて、変異もしていくということが、これまでの学術的な経過から確認はされています。そういうことで、非常に衛生対策は重要であると考えています。

家畜伝染病予防法の中で、それぞれの農場で衛生管理区域の設定をして、そこでしっかりと外部との衛生管理をしていくと定められております。

今回の新たな農場、養豚の農場に対しましても、そういう基準をしっかりと遵守していくように指導していきまして、そういう関連の感染が起こらないような対策をしっかりとやっていきたいと考えております。

守永委員外議員 それに伴って鶏舎の方は何らかの改良とか、そういったものが必要になってくるのか、それとも既にそういった対策が講じられた鶏舎になっているのか、その辺だけ教えてください。

近藤畜産振興課長 既に鶏舎は、これまでの衛生対策に関しまして、家畜保健衛生所を通じて衛生指導を徹底しております。

今回、新たに豚舎建設をする段階で、今申し上げたような内容を踏まえて、鶏舎に対し

ても更に徹底をしっかりとやっていきます。

濱田委員長 ほかにいいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 では、意見も出尽くしたようでもありますので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

羽野委員 異論はありませんけども、ただ、今後のことについて、やっぱり公害が発生しないように、全力で遺漏のないように処理していただきたい。その旨は委員会で意見の一致は見られると思いますので、その部分を委員長報告の中に付言していただければと思いますけど。

濱田委員長 どうですか…（「だけど十分聞いたんじゃないの、今答弁で十分聞いたと思いますけどね」と言う者あり）まだ要望があれば…（「いや、委員会として意思を示すということが大事だと思うんですけど、いいんですか、そういうことで」と言う者あり）

今の答弁等で環境問題、これは当然重要なことでありますから、これはもう十分に言われなくてもちゃんとやるのが義務でありますので、そういうことを含めて採決、いいですか、賛同で。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 では、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願 28 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

光長農地活用・集落営農課長 農林水産委員会資料の 3 ページを御覧ください。

農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願について説明します。

表 1 を御覧ください。制度の推移でございます。

国は、平成 11 年度から効率的かつ安定的な農業構造の確立に向けて担い手の規模拡大を推進していましたが、22 年度に全ての米

販売農家等に対し、10アール当たり一律1万5千円を給付する本制度が導入されました。

しかしながら、小規模農家にも一律に補填するこの制度の導入により、担い手からの貸しはがしなどの問題が生じたため、国において制度の見直しが進められ、25年に、米は関税による高い国境措置によって諸外国に比べて不利な状況にないことや、担い手への農地集積や農業者の経営努力を阻害しているとの理由から、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、30年に廃止するとの決定が行われました。

以降は米関係のデータを示しております。

まず、表の2ですが、こちらは米の作付け規模別生産費及び所得の全国統計データです。

三つ目の販売額と生産費の差額①マイナス②を御覧ください。全国平均では10アール当たり約1万7千円のマイナスとなっておりますが、5ヘクタール以上の経営体では生産費の低下によりプラスとなっております。また、五つ目にあるように、家族労働費を加えた所得でも同様に、規模拡大により所得拡大が図られています。

次に図1及び2を御覧ください。米の需要量は毎年8万トン減少し、価格も過去20年間で35%下落しています。

このような中、本県では九州平均より3割以上も高い割合で米の作付けが行われております。このため、今後とも規模拡大や乾田直播き栽培による低コスト化、畑地化による高収益作物の導入等水田農業の構造改革を積極的に進めているところです。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

御手洗委員 この制度は時限措置ということで、平成29年度で終わるんですよね。政府としても、形が変わりますけれども、30年以降も収入減少に対する補償制度というのを設けていくということでもありますから、あえてここで意見書を提出する必要はないと思います。

平岩委員 私、農業者でもないし、農業のこ

とがよくわかっていないのかもしれませんが、でも、このままでいくと、やっぱり中山間地域の土地を守っている、景観を守っている農業者の人たちが、ますます土地を手放していくことになるのではないかと思います。

ですから、この農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願については、大切なことではないかなと個人的に思います。

濱田委員長 御意見が分かれたので、挙手により採決いたします。

本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

濱田委員長 賛成少数であります。

よって、本案請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、去る5月8日から6月7日にかけて実施いたしました、県内所管事務調査のまとめについて、執行部より説明をお願いします。

尾野農林水産部長 説明に入ります前に一言お礼を申し上げます。

濱田委員長を始め、委員の皆様には、5月8日から6月7日にかけて、県内各地の農林水産部関係の所属、また農林水産業関係施設等に足をお運びいただきました。そして調査、御指導・御助言を賜りまして誠にありがとうございました。また、豊後大野市の綿田地区にも別に日程を組んで現地を確認していただきました。重ねて感謝を申し上げます。

本日は、事務調査のまとめの報告といたしまして、委員長とも事前に御相談申し上げました豊後大野市朝地町の地すべりへの対応及び試験研究成果の現地での活用状況について、担当課長から御説明申し上げます。

安藤農林水産企画課長 農林水産委員会資料の4ページをお開きください。

豊後大野市朝地町の地すべりへの対応について御説明いたします。

1を御覧ください。県では、地割れ発生後、直ちに振興局に相談窓口を開設するとともに、関係機関と合同で被災農家に対し、状況説明や個別相談に応じるなど、農家の不安解消に

努めたところでは、また経営支援として、原則、無利子の特定災害対策緊急資金を用意するとともに、関係機関と協議を進め、中山間地域等直接支払交付金は被災農地の復旧計画の策定により交付され、農業共済金については作付け不能となったほ場に対しても収穫量相当の35%が支払われると伺っております。

次に2を御覧ください。被災地域の農地の現状でございます。被災直後は警戒区域内の全ての農地が立入禁止となっておりましたが、被災農家から、警戒区域内での営農希望が出されたこともあり、豊後大野市では一部を表下段にあります立入制限区域とし、東側3.72ヘクタールの水田が作付け可能となりました。これを受け県では、育苗期間が長くなった苗の管理手法等をお示しし、田植に取りかかっていたいただき、先週末に全てのほ場で田植が終了しております。

また、(1)の営農指導の面では、警戒区域外で耕作を希望される農家に農地のあわせんを行うとともに、(2)農業用水確保の面では、警戒区域外で取水不能となった水田がありましたので、地元水利組合と協力して用水を確保いたしました。

3を御覧ください。現在ドローンの映像等から、農地の地割れや農業用排水路の損壊、農道の寸断などが確認されています。これらの復旧に当たっては、土木建築部が施工する地すべり防止施設と整合を図った上で、農地の形状や水路・農道の配置等を検討し、早期復旧に向けて、豊後大野市とも連携して取り組んでいきたいと考えています。

都留農林水産研究指導センター長 資料の5ページをお願いします。

次に、試験研究成果の現地での活用状況について御報告いたします。

1を御覧ください。県では、「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」の策定と併せ、大分県農林水産試験研究基本指針を策定しており、変化に対応し、挑戦と努力が報われる農林水産業を実現するための研究開発を基本理念として、現在、現場ニーズに応え

た研究、研究のスピード化、成果の迅速な普及、成果の活用先の明確化、経済性の重視の五つの視点で試験研究に取り組んでいます。

2の主な試験研究成果の普及状況と今後の展開を御覧ください。各研究分野の代表的な事例をテーマごとに記載しています。

(1)栽培方法等の改善によるブランド化と生産性向上では、①高糖度かんしょ「甘太くん」の産地づくりや、⑤かぼすブリ養殖技術の改良などがあります。

そのうち、高糖度かんしょ「甘太くん」では、女性の嗜好をリサーチした上で、農業研究部において解明した栽培・貯蔵条件に基づき栽培マニュアルを作成し、関係機関と連携の下に、平成21年度から産地化に取り組みしました。その結果、28年度の栽培面積は117ヘクタール、農協共販額は約5.5億円と順調に伸びております。市場からは更なる拡大を求められておまして、産出額10億円の早期達成に向けて研究を進めてまいります。

次に(2)オリジナル品種等の育成では、①焼酎用大麦品種「トヨノホシ」の育成や、②おおいた冠地どりの作出と生産性向上などに取り組んでまいりました。

そのうち焼酎用大麦品種「トヨノホシ」の育成につきましては、水田農業グループが県酒造組合と共同研究を行いまして、焼酎醸造適性や耐病性などの試験を経て、26年12月に品種登録の申請を行っております。28年度から県内12社の酒造メーカーが本格的な仕込みを行いまして、今年の3月から順次発売を開始しております。

右ページをお願いします。(3)生産安定とコスト低減では、魚類用ワクチンの予防効果を評価検証し、その適正使用により、抗菌剤に頼らない養殖生産を推進しています。これにより、約4億円あった県内ブリ類養殖における年間被害額が、約20分の1の2千万円にまで減少するなど、養殖生産の安定化に貢献してきました。

今後は、状況に応じた新規ワクチンの開発

と適用魚種の拡大に努めてまいります。

(4)には、今後普及を進めていく新技術や新品種を記載しております。まず①ですが、米政策の見直しを控え喫緊の課題となっております水稲の低コスト化に向けて、高速高精度播種機を用いた乾田直播き栽培技術を実証しました。この結果、従来の移植栽培に比べ労働時間が25%削減されることが確認できましたので、全県展開に向けて本年度は県内10か所で導入を進めています。

②イチゴにつきましては、県内の主力品種である「さがほのか」に替わる優良品種として「大分6号」を開発し、今年2月に品種登録の申請をしております。市場からも高い評価を得ていることから、今後は「さがほのか」からの転換を積極的に進めてまいります。

③梨の大苗育苗と早期成園化技術は、大分県が独自に開発した技術でありまして、園地の若返りを図る有効な手段のみならず、収量・品質面においても生産部会からも高い評価を得ておりまして、今後県内の各産地への普及拡大を進めてまいります。

3 気象変動に対応した試験研究の取組につきましては、各分野において平成20年度より取り組んでおります。

下から二つ目にあります、大分県の主力産品であるしいたけについては、中温性品種の導入と適期散水技術を開発し、生産者への普及を進めています。

また、水産分野においては、高温に強いヒラメ個体の選抜を行っており、間もなく現場へ普及する段階まで進んでおります。

試験研究の分野においても、常にマーケットインの視点を持ちながら、試験研究の内容を精査するとともに、その成果の迅速な普及を引き続き進めてまいります。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

羽野委員 新品種の開発後、海外で作付けされて3分の1ぐらいの価格で売られているという現実があるようです。イチゴとか、韓国で栽培されている関係があるようなので。新

しい品種を作った後は、やはり海外での登録とか、そういった手続をちゃんとやっておく必要があるようなので、そこら辺をちょっと研究していただければと思います。

都留農林水産研究指導センター長 知的財産権ですけども、国内での品種登録という手続があります。数日前の新聞に、海外でも勝手に持ち出されて随分不利益を被っているという記事が出ておりました。全くおっしゃっておりでありまして、まず、国内で固めて、それから輸出するように、可能性があるところは事前に相手国のルールにのっとって特許を取るという方向で考えております。

濱田委員長 私から1点。気候変動に対する問題です。水稲の「つや姫」を余りJAによっては進めてないというか、むしろ、少し敬遠気味だということも聞くんですけども、積極的に進めるのか、あるいは、どちらでもいいよという態度であるのか、その辺の今後の考え方、これをどう捉えているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

光長農地活用・集落営農課長 「つや姫」は山形県が育成した品種でございまして、今全国で8県が山形県と一緒にブランド化を進めていこうということで取り組んでおります。

その一つは、まず、特別栽培米として生産しましょうと。もう一つは、個人個人がばらばら売らんじゃなくて、まとめて売るようにしましょうと。ですから農協出荷をしましょう、あるいは集荷団体を通じた、業者を通じて出荷をして、きちんとしたところに出荷をしていきたいと思いますということで今、ブランド化を進めているところです。

もう1点、おいしいものでなければならぬということで、現在、100メートル以上の中山間地域だけで作っていこうと。一部早期分として生産をしておりますが、そうした取組を今やっておりまして、主に関西方面、コープ神戸で取扱いをしていただいております。非常に評判もいいという状況にございまして、今後もこうしたブランドを守るような栽培方法で推進をしていきたいと思ってお

ります。

志村委員 県内調査の中で、後継者の問題について幾つかの局でお尋ねしたんですが、県立高校の農業科の在り方ですね。高校生がどう農業に取り組む、この人材育成といえますか、ここがやっぱり農林水産部として大きなテーマでもあろうかなと私も思っております。

高校も前期・後期と再編が進んで、まあ一段落していますが、その総括をする時期でもあるのかなと思う一方、人材を育てるという意味では、この4月から海洋科学高校が分校から単独校になりまして、学校も随分変わりました。生徒も先生も目の色が輝くぐらいに変わったと言っても過言ではないというぐらいです。

農業科がこれでいいのかどうかという問題意識を持たないといけないと思っております。

農業大学には、東高校から来ている方が一番多いと聞きました。あそこは確か農場はそんなにあるところではないと思うのですが、農場を持っているところが意外と少ないということにもなっておりますし、今後は農業の単独校も視野に入れながら、高校の農業教育、人材を育てるという意味で、ここをしっかりと農林水産部で捉えていただきたいと思っております。部長、是非この辺の考えを、そしてまた新聞によりますと、総務部長に御就任と聞いておりますので、大きな観点からも、ひとつ現状と意見を聞かせていただきたいと思います。

尾野農林水産部長 委員のおっしゃるとおりで、やっぱり農業の後継者というのは、本当に早い段階から、そうした気持ちを持って育てていく必要があるなと感じております。

実際、今、後継者で就農された若い人に聞くと、本当に子どもの時分、小学生のときから農業をやりたいと考えていたんだという声をよく聞くんです。そうした意味で、小・中の段階での農業に対する知識を植え付けていくということも大事でしょうし、高校の段階での農業教育というのは重要だと受け止めております。

体制そのものについて、私からいろいろ申し上げるといことは、つまり単独校がいいのかどうかというのはいちよと控えさせていただきますけれども、やはり高校の段階で農業教育をしっかりやっていくということは大事だと考えております。それが、実際農業大学校に来て、そうした子どもたちがやっぱり意欲的で、今後の中心経営体になっていくというような期待も持っております。そうした思いでいます。

志村委員 期待をしておりますので、是非よろしく願い申し上げます。

近藤委員 各地域で、それぞれの産地がトマトとかピーマンとか、いろんな学校をつくって教育しています。それが定着して荻なんか相当有名になっています。こういう取組が地方創生につながるんじゃないか、それぐらい活躍していますので、この辺もしっかり支援をしてやっていただきたい。

ちょっと懸念があるのはピーマンです。思うだけの土地を確保できないという悩みがあるとちらっと聞きました。できるだけ土地も支援をして、いろんな施設も支援をして、ちゃんと払っていけるような仕組みをしっかりと組み立てて。やってはおられますけれども、ちょっとそういう懸念も聞きましたので、土地のことも、将来、そういう学校の生徒が心配しないで、そこで学んだら自分たちも自立ができるんだという、そういう安心感の下に募集をしてやっていただきたいと思います。そういう意味では、大分県が一番施設が整っているという話も聞きました。支援体制も大分県が一番いいという話も伺っておりますので、それを更に進めていただきたいと思います。

勝本園芸振興室長 県では、今年から水田の畑地化ということで、米からの脱却ということで、農地の確保ですね、その水田の畑地化によって、面的に集積して、後継者の方々と同じ思いで団地として取り組めるような、そういう形での農地の確保を進めていこうと考えております。

現場では、振興局に畑地化のプロジェクト

チームを立ち上げて、そういった新しい担い手の方々が速やかに就農できるような環境づくりを今後とも進めていこうと考えております。

平岩委員 管内所管事務調査で有機農業の農家を訪問させていただきました。私、紹介した関係でとても責任を感じていたんです。当日は雨が降って、地面がぬるぬるしている中で、事業主が一生懸命お話をするので時間が足りないような状況だったんですけども、ありがとうございました。

振興局にも御協力いただき、そこに皆さんと一緒にいくことができたんですけども、たまたまその自然農法のことをテレビで2回放映されまして、そしたら全国から1千戸以上の方から物すごいオファーが来て、今200戸ぐらいに配送しているそうです。それはとてもいいことですが、実際にそれを作る人たちがいないというところに行き着いていると思うんですね。

今の水田の畑地化のことも、それから、後継者の問題も絡んでくると思うんですけど、やっぱり有機農法で育てた野菜を食べたいという消費者の方が大勢いらっしゃるんだということを私も実感しましたので、また是非その方面でも開拓していただきたいし、一緒になって広げていただけたらいいなと思いましたので、是非よろしく願いいたします。

浅田地域農業振興課長 新規就農者のうち大体3分の1が有機農業を志望して入ってきております。

ただ、現場での体制が十分整っていないという部分、または周辺の地域の人から理解されないとかいろんな課題があって、なかなか定着していないというのが現状であります。そういった有機を志望する新規就農希望者が十分定着できるように、例えば地域の増加であるとか、谷ごとのほ場をつくるとか、そういった取組をこれから進めようとしているところあります。

そういったことで有機を希望する新規就農者を定着させながら、その後は、例えば量販

店等でも非常に有機農産物を欲しがっている、バイヤーも欲しがっているという希望が66%でしたかね、かなり希望が上がっておりますので、そういった声に応えられるように流通体制も築いていきたいと考えております。

そういった事業を29年度から始めているところありますので、よろしく願いしたいと思います。

濱田委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①から④までの報告をお願いします。

小関新規就業・経営体支援課長 資料の7ページをお開きください。

まず、平成28年度の新規就業者数について御報告いたします。

28年度の新規就業者数は、(1)の表に太字で示してありますとおり、農業が227名、林業が83名、水産業が68名といずれも計画に定める目標を達成し、合計では378名と過去最高となりました。

また、一つ下の合計欄にありますように、24年度から28年度までの5年間の合計につきましても、農業、林業、水産業共に目標を達成したところです。

(2)の表を御覧ください。太枠で囲っている28年度の右端、合計欄のとおり県外からの就業者が過去5年間で最も多く、就業者全体の21%となっております。県外からの研修生の受皿となる就農学校、林業アカデミー、漁業学校など、各分野での研修制度の充実を図ってきたこともあり、県外からの新規就業者が増加しているという状況となっております。

続いて、農業分野の企業参入について御報告いたします。

次ページをお開きください。

28年度の参入実績は、(1)の表の太枠にありますとおり、県外企業6社、県内企業15社の21社で、2年連続して20社を達成し、その横にお示ししているとおり、累計

では234社の参入となりました。

参入の効果ですが、一番下（4）でお示ししているとおり、産出額で約13億6千万円、雇用は常時雇用66人、パート雇用144人の合計210人、農地面積は耕作放棄地13ヘクタールを含む191ヘクタールの活用が見込まれています。

次の9ページには、参考として28年度に参入した企業の概況をまとめていますので後ほど御覧ください。

今後とも、農林水産業への新規就業や農業の企業参入を促進し、将来を担う新たな経営体確保に力を入れていきたいと考えております。

後藤おおいブランド推進課長 資料の10ページをお開きください。

「大分かぼす」の地理的表示登録について報告いたします。

1にありますとおり、地理的表示とは、略称GI（ジオグラフィカル・インディケーション）とも言われ、地域で長年育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、その高い品質等が生産地と結びついている産品について、その名称を知的財産として保護する制度です。

一番下の参考欄に、本県では「関さば」等11品目が既に取得している地域団体商標と本制度の比較を掲載しておりますが、一番の特徴は、品質管理や不正使用についても国が直接監視するという部分と、保護期間に大きな差があるということです。

我が国では、平成27年6月から登録が開始され、表にありますとおり、今回登録された「大分かぼす」を含む5品目を加えまして、全国で25道県の35品目が登録されております。

2を御覧ください。「大分かぼす」は、大分県カボス振興協議会が昨年登録を申請いたしまして、本年5月26日に登録番号33号として登録されました。これは、下の米印にありますとおり、かんきつ類で全国初、農産物では九州初でありまして、県内では「くに

さき七島蘭表」に次ぐ2番目の登録となります。

3を御覧ください。今回の登録によりまして、「大分かぼす」の名称とともに品質等の基準も登録されたことから、更なるブランド力の維持・向上の効果が期待できます。今後は、競合する他品目との差別化による取引の拡大や価格の向上、生産意欲の上昇や担い手の増加につなげていきたいと考えております。**諏訪林産振興室長** 資料の11ページをお願いいたします。

全国乾しいたけ振興大会の大分開催について御報告いたします。

1を御覧ください。本大会は、国産原木乾しいたけの振興を目的に行われるもので、7月8日と9日の両日にわたりまして、豊後大野市で開催されます。県内では5年ぶりの開催となるこの大会の主な行事については2にまとめております。

まず、7月8日の開会後に第65回全国乾椎茸品評会及び第60回大分県乾椎茸品評会の表彰式等を行います。また、同期間中は、しいたけフェスティバルも開催され、豊後大野市特産品コーナーの設置や乾しいたけ食育講演会などが行われます。

全国から、延べ6千人もの参加を見込むこの大会を、本県乾しいたけ産業の更なる発展の契機としていきたいと考えております。

委員の皆様には、先に豊後大野市から御案内を差し上げているところでございますが、是非とも御出席いただきますようお願いいたします。

吉野審議監兼森との共生推進室長 資料の12ページをお願いいたします。有害鳥獣対策の取組について、御報告をいたします。

本県の有害鳥獣による被害額は、グラフのとおり、平成12年度の5億4,600万円をピークに減少し、28年度は、前年度より4,200万円減少、過去17年間で最低となる2億2,500万円となりましたが、大事な課題であることは間違いございません。

円グラフにありますように、被害額のうち、

イノシシによる被害は54%、シカによる被害が20%を占めています。また、その下の右端、捕獲頭数については、イノシシが3万605頭、シカは3万8,582頭と、いずれも過去最高であった前年度よりも減少しております。

次ページを御覧ください。3振興局別被害額です。昨年度被害の大きかった豊肥振興局において、被害常襲集落の現地調査や51か所で新たに予防強化集落に指定するなど、集落環境対策に重点的に取り組んだ結果、被害が大きく減少しています。

4には29年度の主な取組を記載しております。

まず、(1)狩猟者確保対策では、狩猟免許申請・更新及び狩猟者登録に係る手数料の免除や昨年設立した大分レディースハンタークラブの活動支援を行うこととしています。

次に、(2)予防・集落環境対策では、重点集落61か所で被害ゼロを目指すほか、水稲等の被害の大きい集落を予防強化集落に指定し、集中的・計画的に防護柵を設置することとしています。

(3)捕獲対策では、シカの妊娠期に当たる猟期内の捕獲報償金上乘せの継続や、県内及び九州シカ広域一斉捕獲、サル用捕獲装置による群れごと捕獲等により、捕獲圧の強化を図ります。

(4)獣肉利活用対策では、今年の2月から県産ジビエの大手スーパーでの販売が開始されたことや、国が平成31年度には、ジビエの消費量を倍増させる方針であることから、ブランド化に向けた検討や、狩猟肉処理施設の衛生管理強化のための施設整備に取り組み、県産ジビエの販路拡大を図ることとしています。

濱田委員長 以上で説明を終わりました。

これより質疑に入ります。

御手洗委員 7ページの新規就農者の状況です。今データを見る限りは非常にいいんですけども、新規参入でリタイヤした人たちもかなりいるのではないかな。この前、一般質

問でも出ておりましたし、そういう方々のデータがこの中に全くないですね。

それと、新規、企業の参入も、こういう形でできたけれども経営不振というのものもあるのではないかな。一概にこの数値がどうなのかなと思いますのでその説明を。

それと13ページの有害鳥獣対策、私はずっと言ってきましたけど、集落が全て被害ゼロ達成となっています。全ての農地にネットを張ってということですから、玄関前まで恐らくネットが張られているんだろうと思います。そうすれば確かに被害がゼロになる。大分県の農地に全部ネットを張るという考え方ですが、そういうことは集落の環境対策にならないと思うんですが。

小関新規就業・経営体支援課長 新規就業者と企業参入りタイヤの件でございますけれども、新規就業者でリタイヤされる方、今数字を持っておりませんので、後ほど御報告したいと思います。

新規就業者につきましては、就農後も振興局の普及指導員が中心となって、技術指導はもちろんのこと、経営指導、また簿記講座等の開催も含めまして、そういう方たちがリタイヤしないようにしっかりと指導をしているところでございます。

また、企業参入の件数につきましても、撤退した企業はこれまで27件となっております。その27件につきましても、円満に他社に継承できたものが10件ということで、実質的に撤退したのは17件という状況でございます。そういったことにつきましても振興局、普及指導員が中心となりまして、撤退後の営農開始までの間の、例えば技術研修の開始、あるいはしっかりと技術的な支援、経営指導等も含めまして、プロジェクトチームを組みまして指導しているところでございます。

吉野審議監兼森との共生推進室長 有害鳥獣駆除対策でございます。

県では、被害額を平成36年に1億5千万円以下にまで下げるとのことと、シカの生息頭数を1万以下にするという高い目標を掲

げて被害対策に取り組んでおります。

特にイノシシにつきましては、繁殖力が旺盛ということで。捕るだけではですね、これは捕っても基本的には子どもの生存率というのは50%以下と言われておりますし、餌が多いと生存率が100%になるだとか、例えば子どものウリボウを捕ってしまうとまたすぐ妊娠するとかいうことで、捕って減らしてもまた増えるとは言われております。

イノシシにつきましては、そういったことから、こういった予防・集落環境対策ということで、集落環境対策に取り組んでおりました。被害を受ける農地をしっかりと囲って守ると。それと、その里山に居つく、農作物の味をしめたイノシシをしっかりと確保、捕っていくという2方向の、両面で対策をしております。

一方、シカにつきましては、1年間に1頭しか産まないということで、ここはしっかりと捕獲をして、数を減らしていくということで。

委員おっしゃるとおり、当然家の前に柵が張られているケースも多々ございますけれども、実は一昨年度、豊肥振興局で非常に被害が突出しておりました。昨年度この予防強化集落対策に取り組みました。県下161か所中51か所を豊肥振興局で設定したということで、私、月曜日に竹田市の集落に行ってみました。しっかりと防護柵と電気柵も併せてですね、また、下にも侵入しないように鉄のパイプを入れたりとか、点検を皆さんでやっております。侵入したところには、くくりわなを必ずつけてしっかりと捕っているというようなことで、非常に被害が減ったと喜ばれております。こういったことで被害対策につきましては進めていきたいと思っております。

御手洗委員 新規参入についてです。県外からUターンで帰ってくる、こういう方々のデータが24年からずっと出ていますが、このデータを追跡して、どういう形でリタイヤしたか、要するにそんなに甘いものじゃないと思うんですよね、私は自分で農業をやっている

ますから。そういう中で、出発の時点と、3年、5年たったときの状況というのは変わってきているんですよね。新規参入させたんですから、やはりそのころの支援は最後の最後とは言わないけれども、ある程度やってほしいなと思っておりますし、企業参入も同じだろうと思っております。

また、先ほど審議監から説明がありましたけれども、場所によっては玄関前までネットを張っているんですよ、市道とか県道にネットを張るわけにはいきませんから。ネットを外して家に入り、出るときは、またネットを張って家から出ている状態で、ネットの中で生活している方がいっぱいいるわけです。

そういうことをしながら、100%被害がゼロだと言っているわけですから。絶対数をどうしたら減るかということに視点を置いていただきたいなど。確かに被害は少なくなっているけど、環境対策からいくとそうはいかない。部長どうですかね。

尾野農林水産部長 御手洗委員には、もうライフワークのようにこの鳥獣被害対策をずっと私も御指導いただいております。おっしゃる意味は本当によくわかります。

実は、農林水産省にも、これはちょっと言い方に気をつけなきゃいけないですけども、生物学的な対処の方法も考える時期に来ているんじゃないかということをおし上げております。はっきり言って、撃っても撃ってもこれは切りがない話なので、そういうことも申し上げております。その反面、農業者からすると、やはり農作物を守るということも大事ということで、なるべく玄関の前までは行かないようにはしたいと思っておりますけれども、ネット、電気柵の予算も大分県は相当導入しておりますので、両面からやっていきたいと思っております。

小関新規就業・経営体支援課長 先ほどの新規就農者の定着率の問題ですけれども、平成22年から28年度の7年間出てございます。その中で、定着率が75%、895人の調査データですけども、そのうち転職による者

が110人、経営不振等によって離農した者が18人、また、家庭の事情による者が6人、体調不良、けが等による者が9人という状況になっております。

この参入後の状況についてですけれども、国の青年就農給付金の受給者に対しましては、本年度から3人以上のチームを作りまして、交付期間、これは最長5年間ですけれども、これを通じて、徹底的にサポートをしていくという制度が始まっております。3年目に中間評価をして、その時点でまず第一段階の判断をしていくという形になっております。

近藤委員 獣害対策に関連してです。これはお願いですけれども、私の町は日出生台の演習場がすぐ近くにあるんです。野生動物ですから住民票を持っていませんので、どの辺に住んでいるとは言えませんが、日出生台の演習場の方から夕方になると何十頭と出てきます。近くの集落は全部柵で囲いましたので、そこにはもう行きません。だから次のところに行くんです。その草地を一遍見ていただきたいと思っておりますけれども、もう全部やられてしまっています。おいしい草から食べるんです。そして一度食べた所をまた食べるものだから草もなくなってしまって、広いこと草地が裸地化しています。本当これはびっくりしますよ。だから根本的にどうやって減らすかということをしっかり考えていかないと。

もともと雌シカを長く保護したから。やっぱり国の大きな政策の失敗ですよ、はっきり言って。雄シカは幾ら捕っても少しおれば雌は繁殖するわけで、増えているんです。これを取り返すのは、本当に相当のエネルギーが要るということは国も覚悟してもらわないといけませんけれども、どれだけひどいか一度見に来てください、案内します。鉄柵で囲えば入らないわけですが、何しろ畜産農家も減ってしましまして、1戸か2戸で何十ヘクタールという土地を囲えないわけですよ。

一番いいのは、わなとかをしっかりと仕掛け

る、わなの名人もたくさんいますから、昼夜捕るような方向に持っていかないと減らないと思います。

何かの参考になると思っておりますので、是非見に来てください、お願いします。

吉野審議監兼森との共生推進室長 先ほど説明したとおり、シカにつきましては徹底的に捕獲を進めているということで、平成24年の生息調査では14万頭いたものが27年には11万頭まで減っております。これを1万頭以下にするという、非常に高い目標ですね。

シカにつきましては、行動範囲が広いということで、里山だけではなくて、なかなか県境、山の奥は猟師も行かないということから、県内一斉捕獲、それから九州5県が合同の一斉捕獲等もやって、かなりの成果を出しております。

また、おっしゃるとおり、日出生につきましても、26年度から銃器での捕獲をしております、これにつきましても、毎年、何百頭という成果を収めておりますので、引き続き、シカについてはしっかり捕っていきたいと思っております。また、現地も見せていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

近藤委員 是非とも見に来てください。お願いしておきます。

濱田委員長 時間も下がっておりますので、⑤から⑦の報告をお願いします。

景平水産振興課長 資料の14ページを御覧ください。

水産試験研究体制及び種苗生産体制の見直しについて説明いたします。

1 現状にありますとおり、水産試験研究施設は佐伯市上浦の水産研究部、豊後高田市呉崎の浅海チーム、宇佐市安心院の内水面チームの3か所で、種苗生産施設は漁業公社の国東と上浦の2か所となっております。

2 課題にありますとおり、このうち、水産研究部本館、内水面チーム本館、漁業公社国東事業場はいずれも築後40年以上経過し、

施設の更新等を検討すべき時期を迎えております。

また、水産試験研究等に求められる機能やニーズは変化しており、今後いかに対応していくかが課題となっております。具体的には、上浦の水産研究部ではブリやヒラマサの完全養殖技術開発、豊後高田市の浅海チームではクルマエビやカキ養殖等の疾病対策など養殖関係のニーズの高度化・多様化が進んでおります。

また、安心院の内水面チームでは魚病指導など県内各地の養殖業者等への現地対応が増加し、漁業公社に対しては生産者が要望する種苗の更なる安定供給が求められるなど、ニーズに応じた体制を見直す必要性が高まっております。

このため、3見直しの経過及び今後スケジュールにありますように、水産関係者、市町村、学識経験者などで構成される水産研究施設等総合検討委員会をこれまでに3回開催し、現状と課題、生産現場の要望等について説明して、委員の皆様からはそれぞれのお立場から様々な御意見を頂いているところでございます。

その中では、施設の地元から、地域の生産者への対応が手薄になるのではないかという懸念の声がある一方で、限られた人員の中での見直しであり、選択と集中という観点も踏まえることが必要、現場の生産者のニーズが変化する中で、生産者にとって真に利益となる見直しとすることが重要といった意見も頂いているところでございます。

今後、更に議論を重ねて意見を集約し、今年度中には見直しの方針を決定いたしたいと考えておりますが、検討経過については、適宜報告させていただきますのでよろしく願います。

中村漁港漁村整備課長 資料15ページを御覧ください。

周防灘フェリー株式会社の経営改善に向けた減資への対応について御説明いたします。

1 会社の概要を御覧ください。周防灘フェ

リー株式会社は昭和40年7月に設立されました。本社は山口県周南市に所在し、資本金は4億8千万円、このうち県出資額は500万円、比率は1.04%となっております。現在、本県と中国地方を結ぶ唯一の航路でありまして、国東市の竹田津漁港と山口県の徳山港間を1日5往復運航しております。

2 減資の内容を御覧ください。本年度の株主総会の開催に当たり、周防灘フェリーから、財務体質の強化を図るため、現行の資本金4億8千万円を10分の1の4,800万円に減少したいとの申出を受けました。

3 を御覧ください。県の対応をまとめております。

今回の減資は、県民共有の財産である出資金に毀損を伴うものでありますが、県では、経営改善が図られることで、本県と中国地方を結ぶ唯一の航路が確実に維持されるのであればやむを得ないなどの判断から、去る5月31日に開催された株主総会にて他の関係市村と同じく賛成したところでございます。

4 今後のスケジュール等ですが、株主総会において、原案どおり承認可決されましたので、債権者等からの異議の申出がなければ7月15日に効力が発生する予定となっております。

東光農村基盤整備課長 議案書の65ページと資料の16ページを併せてお開きください。

平成27年度予算において、平成28年度に繰越しを行った予算に係る事故繰越しについて御説明いたします。

農林水産部関係では、2事業において事故繰越しを行っております。

まず、上の農業水利施設保全合理化事業です。こちらは日田地区において、平成27年度の補正予算7,500万円を28年度へ繰り越して水路の長寿命化に向けた改修工事を行っていましたが、大雨の際の越水対策手法について地元との協議に時間を要したことにより工期延伸が必要となりました。

このため、2,772万円について、平成28年度に再度繰越しを行ったものでござい

ます。

次にその下の、経営体育成基盤整備事業の宇佐地区についてです。こちらは27年度の補正予算1億5千万円を28年度へ繰り越しで営農の効率化に向けた大区画化等のほ場整備事業を行っていましたが、農道や排水路の配置に係る地元との協議に時間を要したことにより工期延伸が必要となりました。

このため、8,500万円について、28年度に再度繰越しを行ったものでございます。

これら2事業については、いずれも既に地元との調整が完了し、工事に着手しておりますので、進捗管理を徹底しまして早期完成を図ってまいります。

28年度に再度繰越しをして、29年度に繰越しをしております。

以上で諸般の報告を終わります。

濱田委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 別に御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。委員外議員の方も何かございませんか。

土居委員外議員 一つよろしいですか。先ほどの新規参入された企業の表、9ページです。

参入企業の皆さんは、その企業の要望により匿名が可能だということで、例えば整理番号の4番、A社が日出にAダッシュという法人、企業を作っているということで、これはどういう要望で匿名になっているのか。

そして、このA社に関しては、まあA社からE社まであるんですけれども、参入するときにもそうですし、営農するときにもそうですが、県は一切支援をしていないのかどうかについて伺いたいと思います。

小関新規就業・経営体支援課長 この匿名につきましては、様々な理由があろうかと思えます。私ども参入に当たっては、企業にまずオープンしていかどうか意向を聞きまして、企業さんが匿名にしてくれということであれば匿名におりまして、例えば企業間の

競争の問題とか、いろんな理由があろうかと思えます。

この支援につきましては、匿名になったからといって、オープンしている企業と差をつけるということではなく、一般の参入企業として取扱いをしております。

二ノ宮委員外議員 3ページの農業者の戸別補償についてです。

先ほど採決したんですけど、表2に米の作付け規模別生産費及び所得があります。今、一番困っているのは、日本の農業というのは中山間地と、それから今国が進めている集積化、その二つは相反するものなんです。

それで、例えば、上から四つ目の販売額と生産額の差で5ヘクタール以上あれば黒字になるというような、これはもう全国の中山間地も平たん地も一緒にした数字なんですね。こういう数字をもし出すなら、中山間地は幾らで、販売額が生産額を上回るのかとか、そういう小さな分析をしないと、こういうもので賛成か反対とかやられたら、もう中山間地はもたないと思います。

それで、お願いは、是非もう少し詳細な資料を国に作るように、もしあれば、そういうものを是非頂きたいということです。大変済みませんがお願いしておきます。

濱田委員長 では、あれば後ほど資料の提出をお願いします。

近藤委員 昨日もちょっと部長室でお願いをしたんですけども、やっぱり農林水産業というのは、自然が相手で、気候の変動のリスクが非常に高いです。全く想定外のことも起こり得るわけでありまして。と申しますのは、今年、皆伐などでたくさんの植林をしたんですが、全滅、もう枯れてしまっているという状況。人為的なミスなら仕方がないですけども、恐らくこれは気候変動だと思っています。

そういうことについても試験研究機関の皆さんに今後いろんな研究をしていただきたいと思えますし、そういうことが起きた場合にどうするのか、そういう対策もしっかりと考えていただきたいと思っています。

部長、新聞報道によりますと、総務部長さんになられるということでもあります。我々は久々に大物の農林水産部長が誕生したと喜んでおったんですけど、それは致し方ありません。しっかり後任の方に、我々の本当の心配事、しっかり対応するように御指導をお願いしたいと思います。

尾野農林水産部長 植林の話は昨日お聞きして、また、しっかり調査もして、原因も解明しないと、ほかのところでもという話にもなってくると思います。まずは、そうした調査からしていきたいと思います。

濱田委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、農林水産部関係の審査を終わりますが、尾野農林水産部長が7月から総務部長として転出されることから、一言私からお礼を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔尾野農林水産部長挨拶〕

濱田委員長 ありがとうございます。

それではこれで、農林水産部関係の審査を終わります。

執行部及び委員外議員の皆様はお疲れさまでした。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

濱田委員長 それでは協議事項に入ります。

まず、特別委員会設置に係る意見についてです。

現在、各会派から御意見を聞きながら、特別委員会の設置について協議していると聞いております。

そのことに関して、議長から、各常任委員会の意見を求められておりますので、まず事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

濱田委員長 今説明がありましたけれども、我々の委員会として何か御意見等がありますか。

〔委員間協議〕

濱田委員長 それでは、そのようにいたしま

す。

次に、閉会中の所管事務調査について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中、継続調査をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

濱田委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、県外所管事務調査についてですが、まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

濱田委員長 以上、事務局に説明させましたが、御質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 それでは、この案で決定いたします。

細部については、委員長に御一任願います。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

濱田委員長 別にないようですので、これをもちまして、委員会を終わります。

お疲れさまでした。